

別表(第二十九条関係)

有機溶剤等		項目
(一)	<ul style="list-style-type: none"> 一 エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ) 二 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート) 三 エチレングリコールノルマルモノブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ) 四 エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物 	血色素量及び赤血球数の検査
(二)	<ul style="list-style-type: none"> 一 オルトージクロルベンゼン 二 クレゾール 三 クロルベンゼン 四 一・二ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物 	血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)
(三)	<ul style="list-style-type: none"> 一 キシレン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物 	尿中のメチル馬尿酸の量の検査
(四)	<ul style="list-style-type: none"> 一 N・Nジメチルホルムアミド 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物 	<ul style="list-style-type: none"> 一 肝機能検査 二 尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査
(五)	<ul style="list-style-type: none"> 一 一・一・一トリクロルエタン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物 	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査
(六)	<ul style="list-style-type: none"> 一 トルエン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物 	尿中の馬尿酸の量の検査
(七)	<ul style="list-style-type: none"> 一 二硫化炭素 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物 	眼底検査
(八)	<ul style="list-style-type: none"> 一 ノルマルヘキサン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物 	尿中の二・五-ヘキサンジオンの量の検査